

平成 23 年度事前事業評価書要旨

政策所管部局課室名：情報流通行政局 放送技術課

評価年月：平成 23 年 9 月

1 政策（研究開発名称）

次世代衛星放送システムのための周波数有効利用促進技術の研究開発

2 研究開発の概要等

21GHz 帯衛星放送の実現に当たっては、近接する電波天文業務（22.21GHz - 22.5GHz）の国際保護基準を満足するために、当該帯域における不要発射レベルを 65dB 以上抑制させる必要があるほか、既存の衛星放送帯域である 12GHz 帯に比べ、降雨等による電波の減衰が大きいなどの課題が多い。

このため、これらの課題を解決するための技術の確立を行い、周波数の有効利用を図るとともに、国際電気通信連合（ITU）に申請中の衛星の周波数及び軌道位置の確保につなげ、21GHz 帯における超高精細映像伝送を行う衛星放送システムを実現させ、被災地が必要とする災害関連情報を良好に送り届けるなどの新放送サービスの提供を可能とし、国民生活の向上に資する。

3 政策評価の観点及び分析等

専門家・有識者から構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」（平成 23 年 8 月 5 日）において外部評価を実施し、以下の分析を行った。

なお、同会合において、本研究開発を実施する必要性が高いことが確認された。

観点	分析
効率性	本研究開発の実施に当たっては、透明性・実効性を高めるため、外部専門家・外部有識者から構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」を開催して、毎年効率的に実施されているかどうかの継続性評価を受けることとなっている。 よって、本研究開発には効率性があると認められる。
有効性	本研究開発は、21GHz 帯衛星放送を実現するための大きな課題を解決するための技術等を確立することにより、周波数の有効利用を図り、現在 ITU に申請されている衛星の周波数及び軌道位置の確保につながるものであることから、本研究開発には有効性があると認められる。
公平性	本研究開発の実施に当たっては、開示する基本計画に基づき広く提案公募を行い、提案者と利害関係を有しない複数の有識者により審査・選定することから公平性が認められる。 また、本研究開発は、21GHz 帯放送衛星用周波数の有効利用の推進につながるものであることから、広く無線局免許人や無線通信の利用者の受益となる。 よって、本研究開発は、電波利用料財源で実施する研究開発として、公平性があると認められる。
優先性	本研究開発は、新たに衛星放送サービスを導入するために不可欠なものであることから、国民全体を受益者として提供するサービスを早期に実現する必要がある。 よって、本研究開発には優先性があると認められる。

4 政策評価の結果

本研究開発の実施により、超高精細映像伝送が可能な次世代衛星放送システムとして ITU に申請中の衛星の周波数及び軌道位置の確保につながり、ひいては被災地が必要とする災害関連情報を良好に送り届けるなどの新放送サービスの提供が可能となるなど、国民生活の向上に貢献するものである。

よって、本研究開発には、有効性、効率性等があると認められるため、平成 24 年度予算において、「次世代衛星放送システムのための周波数有効利用促進技術の研究開発」として所要の予算要求を検討する。